

補正予算の専決処分について

1 補正予算の概要

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を盛り込んだ国の令和2年度補正予算が可決成立(令和2年4月30日)したことに伴い、市が実施主体となる「特別定額給付金給付事業」及び「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」について、早急に準備に入り、迅速に市民への支援を実施するため、必要とする経費を措置しました。

なお、本予算は、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、5月1日付けで専決処分しました。

2 補正する会計及び補正額

(単位:千円)

会計名	現計予算額	補正額	補正後の予算額	備考
一般会計	45,550,000	13,493,000	59,043,000	
合計		13,493,000		

3 補正の項目別内容

《一般会計》

(歳入)

(単位:千円)

項目	金額	説明
* 国庫支出金		
総務管理費補助金	13,308,583	特別定額給付金給付事業に対する特定財源の追加
児童福祉費補助金	184,417	子育て世帯臨時特別給付金給付事業に対する特定財源の追加

(歳出)

(単位:千円)

項目	金額	説明
* 総務費		
人件費(一般職)	4,718	特別定額給付金給付事務に係る時間外手当の追加
富士市及び富士宮市共同電算化事業	1,232	子育て世帯臨時特別給付金給付に係るシステム改修委託料の追加
特別定額給付金給付事業	13,303,865	特別定額給付金給付に係る処理委託料、給付金等の経費の追加
* 民生費		
人件費(一般職)	231	子育て世帯臨時特別給付金給付事務に係る時間外手当の追加
子育て世帯臨時特別給付金給付事業	182,954	子育て世帯臨時特別給付金給付に係る処理委託料、給付金等の経費の追加